

平成 30 年 8 月 24 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H03143

研究課題名(和文) 婦人保護施設から見た戦後日本の女性の貧困 貧困概念の再定義に向けて

研究課題名(英文) Women and Poverty examined through a Women's Protection Facility in post WWII Japan: towards redefining the concept of poverty

研究代表者

古久保 さくら (Furukubo, Sakura)

大阪市立大学・人権問題研究センター・准教授

研究者番号：20291990

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 9,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、1947～1997年に大阪府内に存在した婦人保護施設「生野学園」の50年間の記録・資料を主資料として研究を進めることにより、戦後日本の女性の貧困・困窮の実態について明らかにした。婦人保護施設は売春防止法により規定された施設であるが、その施設開設初期段階から家族のなかに居場所を失った多様な困難を抱える女性たちを受け入れ支援する場として存在したことが明らかになった。また、同時に「売春」と言われてきた行為について、性暴力・恋愛との連続性、言い換えれば客体化された被害者としての側面と主体化された行為者としての側面から概念を再検討する必要性も見えてきた。

研究成果の概要(英文)：This is an archival study of women's predicaments and poverty in post-WWII Japan, based on records kept by Ikuno Gakuen, a women's protection facility located in Osaka prefecture, that operated from 1947 to 1997. The women's protection facility is originally defined under Anti Prostitution Law, however, Ikuno Gakuen accepted and helped wider range of women who suffered from a wide variety of difficulties during its 50 year-operation. Some difficulties included; physical and mental disabilities, domestic violence and having no place to go. This study also disclosed the necessity to consider sexual relations as being a continuum ranging from sexual violence on one end and romantic love on the other, i.e., an objectified victim to an autonomous agency.

研究分野：ジェンダー研究

キーワード：婦人保護 貧困 売春 ジェンダー

1. 研究開始当初の背景

2000年代以降、貧困や格差が大きな社会問題となっており、また「女性の貧困」「貧困の女性化」というかたちで貧困がジェンダー化されていることにも注目が集まるようになってきている。そしてまた、貧困のジェンダー化において、貧困女性の性サービス産業への水路づけという問題も改めて可視化されてきた。このように女性の貧困は、性化という意味で男性とは異なった様相を呈しがちだが、女性に対する福祉施策を保証する法としては売春防止法が存在するのみであり、売春（不特定の相手との対価を伴う性交）だけを禁止し、かつ売春を行った女性に対して罰則規定が厳しく、買春する側の罰則規定が欠落しているというこの法枠組では、多様な事情を抱える女性の貧困に対応できないこともまた明らかになっている。

また、性サービス従事に関しては、一方では「壮大な社会問題」(宮本節子)として売春をとらえるという視点があるが、そこでは売春に携わる女性たちは「客体」化された存在となりがちである。もう一方では、セックスワーク論のように、性サービスに係る女性たちの「主体」を尊重しようとする考え方もまた、女性の人権を考える文脈の中でも展開してきた。この両方の議論を踏まえつつ、戦後というやや長いスパンで、女性の貧困における性化された実態と特質、および彼女たちへの支援の実態について通史的に明らかにする必要性を考えるに至った。

今回、婦人保護施設「生野学園」から50年間の資料の閲覧提供を受けることができるという機会を得た。売春防止法によって設立されている婦人保護施設の記録全体が、研究者によって読み込まれて分析されることは稀有な機会である。そこで、福祉学・社会学・文化人類学・歴史学の領域から学際的共同研究グループを形成し、それぞれの研究視角から「生野学園」の資料を読み込み分析することにより、戦後日本の女性の貧困・困窮実態を明らかにするとともに、そのことを通じて、「女性の貧困」概念を検討し、女性たちが抱える複層の問題を総合的に踏まえた女性福祉政策を構想することを目指したいと考えたのである。

2. 研究の目的

本研究は、1947～1997年に大阪府内に存在した婦人保護施設「生野学園」の50年間の記録を分析することを通じて、「女性の貧困」概念をジェンダーの視点から再検討するため、以下の3点に取り組むことを目的とする。

(1) 女性の貧困の実態が、戦後50年間を通じてどのように変化してきたのかを、婦人保護施設「生野学園」入所者の全ケース記録を分析することによって量的に把握する。

(2) この女性の貧困という状況に対し、社

会福祉がどのように対応してきたのかについて、福祉サービスの供給現場の実態を把握し、女性の貧困がどのように問題化され、そこにいかなるジェンダー/セクシュアリティ規範が働いていたのかを明らかにする。

(3) 女性の貧困が問題化する過程で、女性運動のなかで生じた議論を再検討し、売春防止法に代わる新たな女性福祉政策を構想する。

(4) 女性の性売買という現象をめぐる女性運動・研究上の議論の整理を行い、「売春」問題に関する新たな視点を構想する。

3. 研究の方法

(1) については、まず「生野学園」のケース記録、日誌、会議記録などの全資料(ほとんどが手書きのもの)を、電子画像化し、複数名の閲覧が可能な形にする必要があり、デジタルカメラで全資料を撮影し、研究代表者・分担者で共有する。上記作業をふまえ、ケース記録から利用者の実態と時代による変化をとらえることのできるコードを定め、通史的な量的分析を行う。

そのために、類似施設のケース記録分析をした先行研究を参考に、方法研究を行うとともに、元職員等への聞き取り調査により、ケース記録の情報の補足を行う。

(2) については、「生野学園」の資料のうち、ケース記録、日誌、会議記録、通達、施設整備方針など、支援実践の内容がわかる資料を読み込むと同時に、元職員や大阪福祉事業財団の職員に聞き取り調査を行う。

また、他の婦人保護施設の運営実態についても現地調査を行い、「生野学園」の福祉サービス・支援の特徴について理解を深めつつ、婦人保護施設の利用者たちに対する社会的まなざしと、婦人保護施設の果たした役割・社会的機能を読み取っていく。

(3) については、女性を対象にした新たな福祉政策の検討が実際に進んでいることを受けて、それらの議論への参与を通じて研究を進める。

また、今後の法制度を考える際の参考にすべく、他国での制度実態についても調査を行う。

(4) 性売買をめぐる女性の「主体性」をめぐる先行研究調査、ならびに従事した当事者たちの発信に関しての文献調査を行うとともに、既存の「売春」女性たちへの調査研究の再分析を行う。

4. 研究成果

(1) については、電子画像化した「生野学園」(1947～1997年)の入所者1520人について、入所者一人ひとりのケース記録を研究代表者・分担者で手分けして読み込み、ケース記録に記録された生活史データから、年齢・主訴・入所先・退所先・職歴・家族関係・健康状態・障がいの有無・性産業の経験・暴力

被害の経験などの有無を確かめ、統計処理が可能な形にデータ化を行った。この作業においては、経験の有無をいかに判断するかを研究グループ内で精査することになり、何度も研究会の場で議論しながら、統一的なデータを作成していった。

上記のように成形したデータをもとに、「生野学園」入所者の通史的な特徴を浮かび上がらせるために、I期 1947 - 1956年(売春防止法施行前) II期 1957 - 1969年(売春防止法施行後 - 45通達前) III期 1970 - 1985年(45通達後 - 国庫補助削減前) IV期 1986年 - (国庫補助削減後)に分けて分析した。I期においては、相対的には学歴・階層が高い人がこの時期に入所していた。戦争の影響が色濃く、「パンパン」などの経験をした記録も多くあるが、同時に全く性サービスにかかわったという情報がない記録も多く、初期から多様な理由で困窮した貧困女性がたどり着く施設としての役割を果たしていたことがわかる。II期においては売春防止法に基づいて生野学園は位置づけられていくため、売春歴の有無についての記述が多い。その一方この時期から収容率は低下していく。この時期においては学歴が低い人が全期間を通じて最も多いが、同時にこの時期には就職による退所も多いという特徴があった。III期においては、様々な困難を抱えた女性も婦人保護施設に入所できるように制度運用基準変更があり、精神障がい、知的障がいを持つ入所者が増加していく。売春歴についてはII期よりも少なくなっており、婦人保護施設のもつ社会的機能が変容していることがわかる。IV期には収容率は50%を下回るようになり、入所者数は減少している。一方ではDV被害を受けて入所する女性たちが増加しており、もう一方では入所者が高齢化するという特徴もあわせもっている。

コーホート分析によれば、「生野学園」の利用者は、昭和一桁世代(1926 - 1935年生まれ)の人が入所記録がある者総数の47.8%を占めており、この世代を中心として1916 - 1945年生まれの女性たちが、若年の時期から高齢者になるまで利用割合が多く、戦争の影響を受けた女性たちの施設であったことが明確になった。

今後それぞれのケースに関しての質的分析を継続して行っていく予定であるが、そのための分析方法についての研究もおこなった。

(2)に関して、資料を読み込む中で見えてきたことは、「生野学園」が果たした役割とは、売春する女性すなわち「要保護女子」という特殊化された問題に対処するという役割というよりも、50年間一貫して、現実にある女性の多様な生活困難さへの支援であったという事実である。福祉予算や使える資源に限りがある中でも、地域資源を活用しながら女性たちに職(必ずしもそれは自立可能な対価を獲得できないものであったとしても、

居場所と役割を入所者女性たちに与えることができるという意味もあった)の提供を行い続け、入所者たちの意思を尊重しながら、無断退寮に対してすら寛容に見守るという姿勢で運営を行ってきた「生野学園」は、徹頭徹尾、家族による受け皿がなく、多様な困難を抱えているがゆえに、時に性を売る経験もしながらも、福祉政策が十分でなかったために必要な支援施策をほかで受けることができなかった、そんな行き場を失った女性たちの福祉施設であった。

それは、女性たちの抱える困難の原因、すなわち、家族での居場所の喪失が生じたときに、不安定労働市場の下で自立困難に直面せざるを得ないという構造が戦後一貫して変化していなかったからだと思われる。すなわち、その困難さとは女性が抱える戦後も今も変わらない貧困に繋がる。売春は単なる買春という反道徳的な性的行動ではなく、女性の抱える歴史的、構造的貧困のひとつの現象なのである。

しかしながら、生野学園の福祉実践が入所者に対して果たした役割とは、別の次元でいえば、婦人保護施設への出入りが規範に依る逸脱のヘテロトピア(日常から断絶した異なる場所)として概念化でき、「特殊な問題」を持つ女性達を婦人保護施設に保護する、として、すなわち社会の中心から排除することによって社会の秩序化が行われてきたという婦人保護施設の持つ社会的機能もまた明らかになった。

(3)については、女性を対象にした新たな福祉政策の検討が実際に進んでいることを受けて、まずそれらの議論に参加することに力を注いだ。日本において女性福祉政策の中心になってきた婦人保護事業は、1956年に制定された売春防止法を根拠としているが、性産業や女性をとりまく現実とは大きく変化しており、この法・事業には多くの課題が見られる。そのため、厚生労働省も課題の把握や見直しを進めている最中である。また婦人保護事業を現在になっているソーシャルワーカーたちによって、新たに「女性自立支援法」を策定しようとする動きも進展している。これらの議論に参加し、議論の到達点を把握した。

また、今後の法制度を考える際の参考にすべく、他国で売春防止法に相当する法律と、それに関連した女性支援の制度の実態を把握するために、フランスにおいて調査を実施した。フランスでは2016年に、買春者を処罰し売春者を罰しないという、「北欧モデル」の新たな買春禁止法が成立している。このような法の中身と、法制定後に売春の形にどのような変化が生じたのか、またこの法にもとづく女性支援の状況と、他の女性支援策との関係を調べた。

(4)については、生野学園の記録を読む中

でも「売春」とはどのような行為をさすのか、
かかわる女性たちの「主体性」をどう考えた
らいいのか、という「売春」概念の再定義の
必要性が浮かび上がってきた。
たとえば、本研究に関連して、占領下での日
本人女性と占領軍兵士とのレイプ/売買春
/恋愛/結婚という経験には連続性があつ
て、線引きが難しい状況が明らかにされた。
また、個別事例から浮かび上がった女性たち
のエイジェンシー(行為主体性)にこそ弱者
の生存戦略を見る視点が確認された。
今後、質的分析を行うにあたり、生野学園へ
の入所者たちの「売春」経験の解釈にもまた、
この視点が重要であると思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に
は下線)

[雑誌論文](計12件)

- (1) 須藤八千代, 2018, 「婦人保護施設から考える女性の福祉」『臨床教育学研究』第24号 武庫川女子大大学院紀要, (依頼論文)
- (2) 古久保さくら, 2016, 「人権教育から見た『性の商品化』」『世界人権問題研究センター紀要』第21号, 83-105(査読あり)
- (3) 桑島薫, 2016, 「DVの根絶に向けた支援体制の再構築」『生活経済政策』230号, 19-23(査読なし)

[学会発表](計9件)

- (1) 須藤八千代, 2017, 「フェミニスト・ソーシャルワーク」北海道社会福祉学会講演会(招待講演)
- (2) Yayo Okano and Satomi MARUYAMA, 2017, The lack of care/the lack of participation: From experience of poor women in Japan, Caring Democracy: Current Topics in the Political Theory of Care.
- (3) 茶園敏美, 2016, 「占領地におけるパンパンの作られかた・語られかたと性暴力」立命館大学国際言語文化研究所ジェンダー研究会(依頼講演)
- (4) Kaoru KUWAJIMA, 2016, Nowhere Else to Go: A Trans-Historical View on Women's Experiences Based on Cases at Ikuno Gakuen, a Women's Protection Facility, AJJ (Anthropology of Japan in Japan) Fall Meeting 2016, University of Tsukuba(国際学会)
- (5) 桑島薫, 2016, 「社会的排除と包摂のはざまで: 保護施設運営からみえる女性の貧困」2016年度第1回名城大学経済経営学会

[図書](計10件)

- (1) 茶園敏美, 2018, 「セックスというコンタクト・ゾーン 日本占領の経験から」, 上野

千鶴子/蘭信三/平井和子編『戦争と性暴力の比較史へ向けて』岩波書店, 367(143-170)

(2) 丸山里美編, 2018, 『貧困問題の新天地 平 もやいの相談活動の軌跡』旬報社, 188(3-7, 105-120, 180).

(3) Kaoru KUWAJIMA, 2018, 'My Husband is a Good Man When He Doesn't Hit Me: Redefining Intimacy among Victims of Domestic Violence.' Allison Alexy and Emma Cook (eds.) "Intimate Japan: Ethnographies of Closeness and Conflict.", University of Hawai'i Press, (112-128)

(4) 古久保さくら, 2018, 牟田和恵編著『架橋するフェミニズム - 歴史・性・暴力』松香堂書店, 25(13-24) (電子書籍, <https://doi.org/10.18910/67844>)

(5) 須藤八千代/土井良多江子編著, 2016, 『相談の力 男女共同参画社会と相談員の仕事』明石書店, 208

(6) 茶園敏美, 2016, 「売春」, 杉村昌昭・境毅・村澤真保呂編『既成概念をぶち壊せ!』晃洋書房, 218(7-9)

(7) 丸山里美, 2015, 小杉礼子・宮本みち子編『下層化する女性たち 労働と家庭からの排除と貧困』勁草書房, 292(113-139).

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

[その他](計11件)

(1) 丸山里美・古久保さくら, 2018, 「婦人保護施設『生野学園』の歩み」『思い、紡いで いくの学園 20周年記念誌』53-88.

(2) 上野千鶴子監修/一宮茂子・茶園敏美編『語りの分析方法 すぐ使える うえの式質的分析法の実践』, 2017, 『生存学研究センター報告』27号, 立命館大学生存学研究センター, 66

6. 研究組織

(1) 研究代表者

古久保 さくら (FURUKUBO, Sakura)
大阪市立大学・人権問題研究センター・准教授
研究者番号：20291990

(2) 研究分担者

丸山 里美 (MARUYAMA, Satomi)
立命館大学・産業社会学部・准教授
研究者番号：20584098

高松 理江 (TAKAMATSU, RIE)
立命館大学・総合心理学部・准教授
研究者番号：20706915

須藤 八千代 (SUDO, Yachiyo)
大阪市立大学・人権問題研究センター・特別
研究員
研究者番号：40336665

桑島 薫 (KUWAJIMA, Kaoru)
名城大学・経営学部・准教授
研究者番号：50750569

茶園 敏美 (SHAZONO, Toshimi)
京都大学・文学研究科・教務補佐員
研究者番号：60738748

(3) 研究協力者

小川 裕子 (OGAWA, Yuko)
救護施設ホーリーホーム・職員
研究者番号：なし